

高齢者が尊厳をもって暮らせる地域をめざしましょう！

近年、高齢者の人権を侵害する高齢者虐待が増えています。

家庭で起こる虐待の背景には、家族の長い歴史の中で築かれてきた人間関係や認知症などの病気、経済的な問題などが複雑に絡みあっています。介護負担や介護疲れ等から、介護者が心身ともに疲労し、追いつめられることもあります。

高齢者虐待を防ぎ、誰もが安心して暮らせるよう、地域ぐるみで高齢者や介護する家族を支援しましょう。

また高齢者虐待は、早期に発見することが大切ですので、少しでも気になることがあれば、地域包括支援センターに相談してください。相談者の秘密は厳守します。

相談・通報窓口

◆長浜地域包括支援センター
(〒526-0031 長浜市八幡東町632
東別館1階 ☎65-7841 FAX 64-1437)

◆北部地域包括支援センター
(〒529-0492 長浜市木之本町木之本1757-2
木之本支所1階 ☎82-5905 FAX82-5930)



『訪問理美容サービス』をご利用ください

在宅で生活されているしょうがいのある人や、寝たきり等の高齢者の皆さんに自宅訪問による理美容サービスを実施します。

しょうがいのある人

【サービスが受けられる人】

次の条件のすべてに該当する必要があります。

1. 平成23年4月1日から9月30日の間に3か月以上、在宅で生活をしている人
2. 平成22年分の所得税が非課税の世帯
3. 平成23年10月1日現在で、下記のいずれかの手帳を持っている人
 - ①身体障害者手帳（肢体不自由、視覚しょうがい、内部しょうがい） 1、2級
 - ②療育手帳A 1、A 2
 - ③精神障害者保健福祉手帳1、2級
4. 次の世帯のいずれかに該当する人
 - ①しょうがいのある人のみの世帯
 - ②しょうがいのある人と同居している人のすべてが65歳以上の人

【申請時に必要なもの】

交付を受けている手帳

65歳以上の人

【サービスが受けられる人】

次の条件のすべてに該当する必要があります。

1. 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間に3か月以上在宅で生活をしている人
2. 平成22年分の所得税が非課税の世帯
3. 平成23年4月1日現在で次のいずれかに該当する人
 - ①介護保険法による要介護4または5の認定を受けている人
 - ②特別障害者手当または福祉手当受給者
 - ③身体障害者手帳（肢体不自由） 1または2級の交付を受けている人
 - ④療育手帳A 1またはA 2の交付を受けている人



問・申 しょうがい福祉課〈東別館1階〉
(☎65-6518) または各支所福祉生活課

問・申 高齢福祉介護課〈東別館1階〉
(☎65-7789) または各支所福祉生活課

【自己負担額】 利用料の1割（450円）

【受付期間】 10月3日（月）～17日（月）
※平日（8時30分～17時15分）のみ

衛生材料費助成事業（2回目）の申請を受付けます

寝たきり等の高齢者の皆さんに気持ち良くすごしていただけるよう、紙おむつ・おむつカバーの購入費の助成券を交付します。（2万7千円／6か月）分の交付に対する申請です。

【対象】

平成23年4月1日から9月30日の間に3か月以上在宅生活をしている65歳以上の所得税非課税世帯の人で平成23年4月1日現在、次のいずれかに該当する人

- ①介護保険法による要介護3、4または5の認定を受けている人
- ②特別障害者手当または福祉手当受給者
- ③身体障害者手帳（肢体不自由） 1または2級の交付を受けている人
- ④療育手帳A 1またはA 2の交付を受けている人

【受付期間】

10月3日（月）～17日（月） ※平日（8時30分～17時15分）のみ



問・申 高齢福祉介護課〈東別館1階〉(☎65-7789) または各支所福祉生活課

市立長浜病院職員を募集します

	職 種	採用予定人員	受験資格	試験日	募集期間
①	理学療法士	2人	昭和61年4月2日以降に生まれ、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士の免許を有する人（平成24年7月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む。）で、長浜市内又は近接地に居住でき、夜間等の緊急呼び出しに容易に応じられる人	11月12日(土) 8時45分～	9月15日(木) ～ 11月4日(金)
②	作業療法士	2人	昭和61年4月2日以降に生まれ、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による作業療法士の免許を有する人（平成24年7月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む。）で、長浜市内又は近接地に居住でき、夜間等の緊急呼び出しに容易に応じられる人		
③	臨床工学技師	1人	昭和61年4月2日以降に生まれ、臨床工学技師法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技師の免許を有する人（平成24年7月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む。）で、長浜市内または近接地に居住でき、夜間等の緊急呼び出しに容易に応じられる人	12月3日(土) 8時45分～	11月25日(金) まで
④	薬剤師	若干名	昭和56年4月2日以降に生まれ、薬剤師法（昭和35年法律第146号）による薬剤師の免許を有する人（平成24年7月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む。）で、当直が可能な人		

①②③の受験申込書は、9月15日（木）から配付します。④は配布中です。

郵送で請求する場合は、封筒の表に職種を明記のうえ『受験申込書請求』と朱書きし、返信用封筒（80円切手を貼って宛名を明記したもの）を同封して下記まで送付してください。

問・申 市立長浜病院事務局総務課内 長浜市職員選考委員会 〒526-8580 長浜市大戌亥町313番地 (☎68-2324〈直通〉、68-2300〈代表〉)

パ ブ コ メ

長浜市屋外広告物条例(素案)および許可基準(案)について意見を募集します

市は、平成20年1月に景観行政団体に移行し、同年3月に「長浜市景観まちづくり計画」と「長浜市景観まちづくり条例」を施行し、良好な景観の形成に取り組んでいます。

屋外広告物は、良好な景観を形成する重要な要素であり、その使い方によっては都市景観をより魅力あるものに引き立てます。また、私たちの日常生活のなかでは情報源として必要なものでもあり、商業地などでは、にぎわいを演出するものもあります。

市では、景観まちづくり計画に即したまちづくりを推進するため、市独自の屋外広告物条例および許可基準について審議してきました。

このたび、長浜市屋外広告物条例（素案）と規制基準（案）がまとまりましたので、市民や事業者の皆さんの意見を条例等に反映するため、下記のとおり意見を募集します。

【募集期間】 9月15日（木）～10月14日（金）

【閲覧場所】 都市計画課、市政情報コーナー、各支所地域振興課、市ホームページ（http://www.city.nagahama.shiga.jp）

【提出方法】 任意の様式に住所、氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法で下記まで

問 都市計画課〈東別館5階〉
〒526-0031 長浜市八幡東町632番地、
☎65-6562、FAX 65-6540
Eメール toshikei@city.nagahama.lg.jp

平成24年度滋賀県交通安全スローガンを募集します

交通事故のない安全で住みよい湖国滋賀を築くため、交通安全キャンペーン等に使用する「交通安全スローガン」を募集します。

【募集テーマ】

県民みんなで、交通安全をすすめる雰囲気があふれ、滋賀県らしい特徴のあるもの。

【応募資格】

滋賀県に在住または勤務（通学）している人

※作品は自作、未発表のものに限ります。

【募集期間】

9月21日（水）～10月31日（月）

【応募方法】

○作品1点につきはがき1枚を使用してください。

○はがきには下記の事項を明記してください。

郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号（学生の場合は学校名・学年）

問合わせ・応募先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県庁交通政策課内 滋賀県交通対策協議会事務局 (☎077-528-3682)

秋の全国交通安全運動 9月21日（水）～30日（金）

子どもと高齢者の交通事故を防止しましょう

〈「事故0」を滋賀の道からあなたから〉〈くっきりとうかぶ安全反射材〉〈ちょっと待て横たん歩道をわたろうよ〉
(平成23年度滋賀県交通安全スローガン)